**景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）**

**＜六義園周辺景観形成特別地区＞**

|  |
| --- |
| **＜当該行為における景観に関する考え方＞**記載欄 |

|  |  |
| --- | --- |
| **配置** | ○隣地間隔や隣棟間隔を十分確保し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにする。また、周辺の街並みに配慮した配置とする。 |
| 記載欄 |
| ○敷地内に庭園の築造と関係のある歴史的に重要な遺構や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。 |
| 記載欄 |
| **高さ・**  **規模** | 〇庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシュミレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。 |
| 記載欄 |
| ○庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画する。 |
| 記載欄 |
| **形態・**  **意匠・**  **色彩** | ○色彩は、「色彩基準」に適合するとともに、周辺景観と調和を図る。 |
| 記載欄 |
| ○建築物全体及び隣接する建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とする。 |
| 記載欄 |
| ○長大な壁面を生じさせないようにし、壁面を分割するなど、庭園からの眺望に対して、圧迫感を感じさせないようにする。 |
| 記載欄 |
| ○建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体と調和を図り、庭園からの眺望を阻害しないものとする。 |
| 記載欄 |
| ○建築物の外装材は、反射素材などの庭園からの眺望を阻害する素材の使用は避ける。屋根、屋上に設備がある場合、庭園側に露出させないようにする。 |
| 記載欄 |
| ○バルコニーや設備などは、建築物本体との調和を図る。 |
| 記載欄 |
| 〇窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しない。 |
| 記載欄 |
| **屋根・**  **屋上** | ○屋上や壁面を緑化し、みどりの創出に積極的に寄与する。 |
| 記載欄 |
| ○突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとする。 |
| 記載欄 |
| **公開**  **空地・**  **外構・**  **緑化等** | ○夜間の景観を検討し、過度な照明を庭園側に向けない。 |
| 記載欄 |
| ○敷地外周部は緑化を図り、庭園のみどりとの連続性を確保し、潤いのある空間を創出する。 |
| 記載欄 |
| ○緑化にあたっては、庭園樹種と同一性のある樹種を選定する。 |
| 記載欄 |
| ○対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪影響を及ぼさないようにする。 |
| 記載欄 |

|  |
| --- |
| **<上記以外で特に景観に配慮した事項＞**記載欄 |